

公共図書館の郷土資料の調べ学習への活用

秋葉 隆寛

図書館法第3条で、公共図書館は様々な資料を収集し、一般公衆の利用に供し、その教養等に資する役割が求められている。さらに、同法では郷土資料等の収集にも十分留意して、必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供することが求められており、公共図書館において積極的な取り組みが求められている。いくつかの公共図書館は児童生徒向けに郷土資料に関するサービスを提供している事例があるものの、多くの公共図書館では、郷土資料に関するサービスは所蔵資料の展示が大半なのが現状である。一方、学校教育では、1998年の学習指導要領の改訂に伴い、「総合的な学習の時間」が創設され、地域・郷土を視野に入れた取り組みも重要視されている。さらに、第5章では学校図書館の活用、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫が求められている。本研究では郷土資料の提供について学校及び学校図書館と公共図書館の連携状況を明らかにし、調べ学習を実施する授業における郷土資料の活用についてその改善点や今後の展開を考察することを目的とする。

研究方法は文献調査と聞き取り調査を実施した。文献調査では、公共図書館における地域資料サービスと小中学校において行われている調べ学習の授業の現状について明らかにする。聞き取り調査では、公共図書館職員を対象として公共図書館における郷土資料の学校への提供の位置づけ、公共図書館における学校に対する郷土資料サービスの現状と内容について明らかにする。

調査結果として、文献調査から、公共図書館と学校の連携面では資料貸出における連携はあるが、連絡会等の人的交流はあまり行われていないこと、大半の公共図書館では所蔵する一部の郷土資料について一般資料としての貸出や所蔵資料の展示等が中心であり、一方的なサービスになっている現状が明らかになった。また調べ学習については、地域に関する調べ学習が総合的な学習の時間を中心に、見学や取材等の児童生徒が主体となる手法で行われていることが明らかになった。聞き取り調査からは、共通して学校から公共図書館に郷土資料の提供の要望は寄せられていないため、郷土資料の提供は行っておらず、児童生徒が学校の課題の資料収集の目的で来館した際の郷土資料の提供が中心であることが明らかになった。

以上の調査結果から、公共図書館と学校及び学校図書館の連携が、公共図書館による資料貸出にとどまっており、十分な連絡会等の意見交換や情報共有を行う機会が設けられていないため、学校の教育ニーズを踏まえた郷土資料サービスが行われていないと考えられる。そのため、公共図書館は①学校の調べ学習を実施する上での目的と内容の明確化、②公共と学校図書館の資料やサービス面の現状の把握、③担当教師との相談と助言、④調べ学習実施後の公共図書館へのフィードバックという支援プロセスを確立していくことが重要である。

(指導教員 平久江祐司)